



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年3月5日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年2月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人にゅうらいふ

3 代表者の氏名

仁科行雄

4 主たる事務所の所在地

長野市大字長野桜枝町1168番地

5 定款に記載された目的

この法人は精神障害者及び神経症障害者に対して、心理的援助、生活支援、社会参加、自立の促進に関する事業を行い、もって社会復帰と自己実現、及び心理精神福祉に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月5日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

統合型地理情報システムハウジング運用支援業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 入札方法

1月当たりの額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参

加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026（235）7072

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月15日 午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎4階403号会議室

(3) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成19年3月13日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570
長野県企画局情報政策課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月13日（火）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

情報政策課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成19年3月5日

長野県知事 村井 仁

調査を行った者の名前	成 果 の 名 称	調査を行った期	調査を行った地 域	認 証 年 月 日	下水内郡栄村	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成18年度まで	下水内郡栄村大字堺の一部	平成19年3月5日
下伊那郡壳木村	地籍簿及び地籍図	平成17年度から平成18年度まで	下伊那郡壳木村の一部	平成19年3月5日	千曲市	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	千曲市大字小船山の一部	平成19年3月5日
下水内郡栄村	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成18年度まで	下水内郡栄村大字堺の一部	平成19年3月5日					農地整備課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成19年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の17第1項の規定により財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせます。

平成19年3月5日

長野県知事 村井 仁

1 試験の期日、時間、試験地、試験会場及び科目

(1) 二級建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目
平成19年7月1日（日） 午前10時から午後5時10分まで	松本市	信州大学旭キャンパス全学教育機構 (松本市旭3-1-1)	学 科 建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
平成19年9月16日（日） 午前11時30分から午後4時まで	松本市	信州大学旭キャンパス全学教育機構 (松本市旭3-1-1)	設計製図

(2) 木造建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目
平成19年7月22日（日） 午前10時から午後5時10分まで	松本市	信州大学旭キャンパス全学教育機構 (松本市旭3-1-1)	学 科 建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
平成19年10月14日（日） 午前11時30分から午後4時まで	松本市	信州大学旭キャンパス全学教育機構 (松本市旭3-1-1)	設計製図

2 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

ア 受験申込受付期間及び時間

期間	平成19年4月1日（日）から4月6日（金）まで
時間	受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

イ 受験申込方法

センターのホームページ (<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込んでください。

(2) 受付場所における受験申込

ア 受験申込書及び受験要領の配布

受験申込用紙及び受験要領は、平成19年4月2日（月）から社団法人長野県建築士会及び同会各支部において配布します。

イ 受験申込書の受付期間及び時間並びに場所

受付期間及び時間	受付場所
平成19年4月9日（月）から4月13日（金）まで 午前10時から午後4時まで	J A長野県ビル12階E会議室 (長野市大字南長野北石堂町1177-3)
	長野県松本地方事務所 205号会議室 (松本市島立1020 松本合同庁舎2階)

3 合格者の発表

平成19年12月上旬。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知します。なお、「学科試験」については、平成19年8月下旬から9月上旬。

4 その他

- (1) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。
- (2) この試験について不明な点は、財団法人建築技術教育普及センター関東支部（東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディング内 電話 03-5524-2176）又は社団法人長野県建築士会若しくは同会各支部に問い合わせてください。

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月5日

長野県上伊那地方事務所長 竹松政博

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県伊那合同庁舎設備管理労働者派遣業務
- (2) 役務の特質
長野県伊那合同庁舎のボイラー等設備管理に関する業務従事者の派遣
- (3) 契約期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所
伊那市伊那3497番地
長野県伊那合同庁舎
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項

の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けた者又は同法第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出書の提出を行った者であること。

- (7) 特級又は1級ボイラー技士の資格者を派遣できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

伊那市伊那3497番地
長野県上伊那地方事務所 地域政策課
電話 0265（76）6800

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年3月19日（月）午前10時
イ 場所 長野県伊那合同庁舎 501・502号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月12日（月）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県下伊那地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月5日

長野県下伊那地方事務所長 田山重晴

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量

電子複写機 5台

- (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 借入期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

- (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

- (5) 入札方法

入札額は、複写1枚当たりの単価を記入してください。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2-678（郵便番号 395-0034）

長野県下伊那地方事務所 地域政策課

電話 0265（53）0400

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月20日（火）午前10時

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 506号会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月13日（火）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県下伊那地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年3月5日

長野県下伊那地方事務所長 竹松政博

- 1 (1) 許可番号 平成18年11月22日

長野県下伊那地方事務所指令18上伊地政第10-18号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

駒ヶ根市赤穂9282-1の内、9283-1、9283-3、13215-13の内

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市清水4501-1

株式会社コメリ 代表取締役社長 棒 雄一郎

2(1) 許可番号 平成19年2月14日

長野県上伊那地方事務所指令18上伊地政第10-23号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡宮田村474-1、475-1、476、477-1、477-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

駒ヶ根市北町22-1

株式会社ヤマウラ 代表取締役 澤 田 英 明

3(1) 許可番号 平成18年11月21日

長野県上伊那地方事務所指令18上伊地政第10-15号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊那市西箕輪2148-176の内、2148-179の内、2148-183の内、
2148-184の内、2148-185の内、2148-193の内、2148-194の内、
2148-195の内、2148-196の内、2148-413の内、
2148-415の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊那市伊那部3050

伊那市土地開発公社 小 坂 横 男

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年3月5日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

1(1) 許可番号 平成19年1月22日

長野県松本地方事務所指令18松地政第34-11号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘高出字下桔梗ヶ原2199-1、2199-3、2199-4、字桔梗ヶ原1486-525、1486-548

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県中央市流通団地1-5-2

むろい株式会社 代表取締役社長 室 井 聰一郎

2(1) 許可番号 平成19年1月5日

長野県指令18建第5-12号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科南穂高2515-2の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市大手1-8-15

松本住販株式会社 代表取締役 小 林 繁 雄

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年3月5日

長野県長野地方事務所長 片 山 昌 男

1 許可番号 平成18年6月22日

長野県長野地方事務所指令18長地政第2-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字小布施字裏町272-2の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市真島町真島1292

トヨタホームしなの株式会社 代表取締役 小日向 芳樹

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月5日

長野県佐久地方事務所長 鷹 野 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び役務の特質

平成19年度県営住宅下郷土団地4号棟エレベーター保守点検業務

(2) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 履行場所

小諸市甲3961-1

県営住宅下郷土団地

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則90分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(6) 過去に3階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市跡部65-1

長野県佐久地方事務所 地域政策課土地利用・建築室

電話 0267 (63) 3159 (直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年3月26日 午前10時
イ 場所 長野県佐久合同庁舎 302号会議室

(3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月19日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県佐久地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月5日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び役務の特質
平成19年度県営住宅加茂団地エレベーター保守点検業務

(2) 履行期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで(地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約)

(3) 履行場所

岡谷市加茂町2-17

県営住宅加茂団地

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(6) 過去に9階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪地方事務所 地域政策課土地利用・建築室

電話 0266(57)2924(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年3月22日(木) 午前10時30分
イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 505号会議室

(3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月16日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもった者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県諏訪地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月5日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び役務の特質

平成19年度県営住宅小井川団地1号機エレベーター保守点検業務

(2) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 履行場所

岡谷市加茂町4-9及び4-10
県営住宅小井川団地

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を計算した金額（当該計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参

加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (6) 過去に4階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪地方事務所 地域政策課土地利用・建築室

電話 0266（57）2924（直通）

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月22日（木）午前10時45分

イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 505号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月16日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもった者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県諏訪地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月5日

長野県下伊那地方事務所長 田山重晴

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び役務の特質

平成19年度県営住宅城下団地エレベーター保守点検業務

(2) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 履行場所

飯田市水の手町3000

県営住宅城下団地

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則90分以内に到着できる体制を整備できる者であること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (6) 過去に7階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2-678

長野県下伊那地方事務所 地域政策課土地利用・建築室

電話 0265(53)0433(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月27日 午前10時

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 302号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事

項について説明した書類を、平成19年3月20日（火）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県下伊那地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月5日

長野県下伊那地方事務所長 田山重晴

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び役務の特質

平成19年度県営住宅上新井団地エレベーター保守点検業務

(2) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 履行場所

下伊那郡松川町元大島1389-1

県営住宅上新井団地

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。